

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通対策費

## 事業名 鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部都市公園整備局 公共交通課 広域交通係

電話番号：058-272-1111 (内 2733)

E-mail： c11134@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 14,901千円 (現計予算額：47,895千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	47,895	0	0	0	0	0	0	0	47,895
補 正 要求額	14,901	0	0	0	0	0	0	0	14,901
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、令和7年度までに、一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上の基本構想の生活関連施設に位置付けられた鉄道駅の全てについて、段差解消等による移動等円滑化(バリアフリー化)を目標とし、地域の要請及び支援の下に可能な限りの整備を行うこととしている。
- バリアフリー化を要する県内の鉄道駅のうち、一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅は、1駅が残されており、鉄道事業者においては早期の対策が求められているが、多額の経費を要することなどから、バリアフリー化の実施にあたっては、国及び鉄道駅の所在市町村による支援が必要である。一方、市町村は財政事情が厳しい状況にあることから、バリアフリー化の促進には、市町村の財政負担軽減を図る支援が不可欠である。

- ・国から補助事業の交付決定が鉄道事業者に対してあったため、交付決定額に合わせて事業費を増額するもの。

## (2) 事業内容

鉄道事業者が、国の補助を受けて一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上の基本構想の生活関連施設に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー化事業（エレベーターの整備等）を実施する際、バリアフリー法に基づく基本構想を策定した市町村が鉄道事業者に対して補助を行う場合、県は当該市町村に対して補助を行う。

<事業内容・事業費等>

対象駅：JR東海道本線/高山本線 岐阜駅

事業主体：東海旅客鉄道（株）（県補助金の補助事業者：岐阜市）

事業内容：岐阜駅のバリアフリー化に係る工事

総事業費：376,778千円（当初予算287,367）

国補助：125,592千円（当初予算95,789千円）

市補助：125,592千円（当初予算95,789千円）

県補助：62,796千円（当初予算47,895千円）

## (3) 県負担・補助率の考え方

補助率（市町村補助率は任意）

鉄道事業者 1 / 3	国 1 / 3	市町村 1 / 3（補助率任意）		
		<table border="1"> <tr> <td>市町村 1 / 2</td> <td>県 1 / 2（※）</td> </tr> </table>	市町村 1 / 2	県 1 / 2（※）
市町村 1 / 2	県 1 / 2（※）			

※補助対象経費の1/6以内

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	14,901	岐阜駅のバリアフリー化事業に係る岐阜市に対する補助 （当初予算：47,895千円→9補後62,796千円）
合計	14,901	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 国・他県の状況

- ・地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(バリアフリー法第5条)

- ・全国の鉄軌道駅のバリアフリー化状況 (H31.3.31 末現在)

段差の解消：95.0% (3,000人以上の鉄道駅)

- ・他県のバリアフリー化支援の状況 (H29.9 調査時点)

補助制度あり：33、補助制度なし：10

### (2) 後年度の財政負担

- ・JR東海道本線/高山本線 岐阜駅

R4年度以降(予定)：エレベーター、点状ブロック等の整備

総事業費：816,274千円(うち、補助対象816,274千円)

国：272,091千円、市：272,091千円、県：136,046千円

※総事業費は概算額であり、増減の可能性がある。

- ・その他の対象駅

国方針に基づいて実施されるバリアフリー化事業について支援する。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）バリアフリー化の促進には、市町村の財政負担軽減を図る必要があるため。
補助事業の概要	（目的）鉄道駅の移動等円滑化（バリアフリー化） （内容）鉄道事業者が、国の補助を受けて鉄道駅のバリアフリー化事業を実施する際、バリアフリー法に基づく基本構想を策定した市町村が鉄道事業者に対して補助を行う場合、県は当該市町村に対して補助を行う。
補助率等	定額・ <span style="border: 1px solid black;">定率</span> ・その他（例：人件費相当額） （補助率 1/2 ※補助対象経費の 1/6 以内） （理由）岐阜県鉄道駅バリアフリー化施設改善事業費補助金交付要綱第 5 条による
補助効果	鉄道駅における高齢者、障害者等の移動上及び施設利用上の利便性及び安全性の向上
終期の設定	終期 令和 7 年度末 （理由）国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に定めた目標年度であるため。

### （事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>一日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000 人以上である県内鉄道駅の全てについて、国の段差解消等による移動等円滑化を図る。</p>
---

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28 年度末)	実績 (R2 年度末)	目標 (終期)
① 県内対象駅のバリアフリー化 (3,000 人以上)	23 駅	24 駅	25 駅
【参考】 2,000 人以上 3,000 人未満の駅	5 駅	5 駅	—

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	6,500	70,404	85,676	0	62,796
指標①目標	25	25	25	25	25
指標①実績	23	23	24	24	24
指標①達成率	92.0%	92.0%	96.0%	96.0%	96.0%
指標②目標					
指標②実績					
指標②達成率					

(前年度の成果)

・ JR 岐阜駅のバリアフリー化工事が開始（～R5）された。
--------------------------------

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>鉄道駅のバリアフリー化事業は、鉄道事業者による事業計画と市町村の基本構想、国・市町村の補助に係る予算等が協調して措置されなければ実現し難い状況がある。目標年度である R7 年度に向けて、三者が一層協調して取り組む必要があるほか、県は市町村に対する支援で協調していくことが重要である。また、国の次期指針により、基本構想の生活関連施設に位置付けられた 2,000 人以上の駅も対象となるため、今後対象駅が増加する可能性がある。</p>
--

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）</p> <p>○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>鉄道駅は、性別、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、多くの方々が利用する地域の重要な社会基盤であり、高齢者、障害者等の施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るためのバリアフリー化が急務である。</p>
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている</p> <p>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>バリアフリー化が図られた鉄道駅については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化が図られており、十分な効果が得られている。</p>
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
(評価)	<p>○</p> <p>予め鉄道事業者と国、市町村により協議・計画された鉄道駅のバリアフリー化事業について、県が市町村を財政支援するスキーマ</p>

	ムであり、効率化が図られている。
--	------------------

**(事業の見直し検討)**

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で定められた目標年度や鉄道駅の要件等が変更される場合、終期延長等について検討を要する。
--

**(終期到来時の翌年度以降の事業方針)**

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で定められた目標年度や鉄道駅の要件等が変更される場合、終期延長等について検討を要する
---